

どんなことを学ぶ？ 金融経済教育



お金や暮らしの知恵を学びましょう！

前号で、日本において「金融教育を受けたことがある」と認識している人の割合が、7%にとどまることをご紹介しました。政府は、金融リテラシー向上のため、金融経済教育を推進し、教育を受けたと認識する人の割合を令和10年度末をめどに20%に増やす方針です。

金融リテラシーは、より良い生活を送るために全ての人が身に付けたいものですが、習得しておきたい知識は年代によって異なります。いつ、どのような知識を学習するのがよいか、「年齢別の学習内容（習得すべき内容）」をまとめたものが、「金融リテラシー・マップ」として公表されています。

「金融リテラシー・マップ」から抜粋

| 年齢別 | 学習内容 | |
|-------|--|---|
| 小学生 | 買い物、おこづかい、手伝いなどの体験を通じて、お金に関する経験や知識を身に付ける。 |  |
| 中学生 | おこづかいの管理や買い物の経験を通じて、家計や生活設計について理解する。 |  |
| 高校生 | 生活設計の重要性などについて理解し、社会人として自立するための基礎を養う。 | |
| 大学生 | 社会人として自立するための能力を確立する。 例：収入と支出を把握する。クレジットカードの適正利用。 | |
| 若年社会人 | 生活面・経済面で自立する。 例：給与天引きによる預金など、貯蓄行動を定着させる。 | |
| 一般社会人 | 社会人として自立し、本格的な責任を担う。 例：住宅購入や子の進学などのイベントに備え、資金管理を行う。貯蓄などを通じて将来に向けた準備をする。 | |
| 高齢者 | 終身にわたる資産管理をする。 例：許容範囲内で支出するライフスタイルに切り替える。 | |

「金融経済教育」と聞くと、投資について学習するイメージを持つ方もいるかもしれません。決してそれだけではありません。家計の収支の把握、貯蓄、未来に向けた準備、金融トラブルを避けるために気を付けたいことなど、経済的に自立した人生を送るための基本となる大切な内容が多く含まれています。

金融広報中央委員会の組織に関するお知らせ

金融広報中央委員会は、金融リテラシー向上の施策を実現するため新たに設立された法人「金融経済教育推進機構（J-FLEC）」に、その機能を移管・承継しました。宮城県金融広報委員会は、J-FLECと連携し、引き続き金融経済教育・知識の普及に取り組んでいきます。

出典：政府広報「金融リテラシー」って何？

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 通信販売はクーリング・オフできません！
- ◆ その申込み、定期購入ではありませんか？
最終確認画面チェックリスト
- ◆ ストップ！高齢者被害 高齢者の消費者被害に注意！
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ どんなことを学ぶ？ 金融経済教育（宮城県金融広報委員会）



通信販売はクーリング・オフできません！

内容

事例1

娘が通販サイトでジャージを注文したが、届いた商品のロゴマークの色を間違えて注文してしまっていた。サイトには、「クーリング・オフはない。返品は送料自己負担」との記載がある。今回は明らかに自己都合の返品になるとは思っているが、本当にクーリング・オフできないのか？

事例2

大学で使うパソコンをネットで注文した。しかし、サイトをよく見ると授業までに納品が間に合わないことが分った。クーリング・オフして量販店で買おうと思い、事業者に連絡したが「ネット注文なのでクーリング・オフはできない。返品も、規約通り受け付けられない」と言われた。

ひとことアドバイス

- ネット通販等の通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。返品の可否や条件についての特約があればそれに従うことになります。
- 特約がない場合は、商品を受け取った日を含む8日以内であれば、消費者が送料を負担し返品できます。返品が可能な場合でも、返品期限が設けられていることがあります。商品を受け取ったらすぐに中身を確認しましょう。
- ネット通販等の通信販売を利用する際は、返品ができるかどうかや返品が可能な場合の条件などをよく確認しましょう。
- 未成年者取消ができる場合があります。困ったときは、お住いの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

【消費者ホットライン 188 (いやや)】



通販はクーリング・
オフできないよ！



その申込み、定期購入ではありませんか？

最終確認画面チェックリスト

チェックリスト

- 定期購入が条件になっていますか？
- 継続期間や購入回数が決められていますか？
- 支払い総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
- お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか？



※申込み前に「最終確認画面」をスクロールして、最後まで確認しましょう。

※注文の途中で表示される「割引クーポン」の利用時には、返品や解約の条件が変わる場合があります。よく確認しましょう。

※最終確認画面はスクリーンショットで保存しましょう。



消費者庁イラスト集より

★ひとこと助言★

- 低価格を強調する広告を見て、1回だけもしくは単品のつもりで注文したら「定期購入」だったという相談が多く寄せられています。特にインターネット通販では、申込み前に必ず最終画面で上記を確認しましょう。
- 特定商取引法では、サイトの最終確認画面で、価格や申込みの解除等の重要事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。これがなされていなかったり、誤認するような表示の場合等は、申込みを取り消せる場合があります。
- 不安に思ったら、お住いの市町村や消費生活センター等にご相談ください。
(消費者ホットライン 188)



消費者庁イラスト集より

ストップ!
高齢者被害

高齢者の消費者被害に注意！

高齢者の消費者被害に関する相談が全国の消費生活センター等に多く寄せられています。

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。

高齢者は自宅にいることが多いため、電話勧誘販売や家庭訪販による被害にあいやすいのも特徴です。

トラブルにあわないために、高齢者に多いトラブルの事例や手口などの「情報」を集めることはとても有効です。



消費生活センターからのお知らせ

9月のカレンダー

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 休 | 2 ○ | 3 ○ | 4 ○ | 5 ○ | 6 ○ | 7 ○ |
| 8 休 | 9 ○ | 10 ○ | 11 ○ | 12 ○ | 13 ○ | 14 ○ |
| 15 休 | 16 休 | 17 ○ | 18 ○ | 19 ○ | 20 ○ | 21 ○ |
| 22 休 | 23 休 | 24 ○ | 25 ○ | 26 ○ | 27 ○ | 28 ○ |
| 29 休 | 30 ○ | | | | | |

- 宮城県消費生活センターの9月の相談受付日は、左表の○印の日です。
- 毎週日曜日、祝日は、お休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。(市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。)

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず まず相談!

い や や
188

最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時（祝日・年末年始除く）

◎ 各県民サービスセンター相談窓口

（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

仙南圏
大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
0228-23-5700

石巻圏
東部地方振興事務所
県民サービスセンター
0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
0226-22-7000

◎ 電子申請による 消費生活相談は こちらから

*回答は、消費生活相談員から電話で行います。



◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。